

サービス高1.15mの固定に関するルール改訂について(競技規則第9条第1項)

- 競技規則 第9条 第1項

(6) ~~①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。~~

~~②実験的に判定装置を使用する場合には、~~
サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

~~(7)サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。~~

サービス高1.15mの暫定的判定方法

- ・ポストやプレーヤーの着衣にコート面から1.15m高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする